

# 經濟論叢

第163卷 第5・6号

---

短期外資流入規制の模索……………	本 山 美 彦	1
値引販売慣行の改革方向（2）……………	塩 地 洋	33
発展途上国における会計基準の国際的調和化……………	境 宏 恵	55
「ファミコン」開発と ビデオ・ゲーム産業形成過程の総合的考察……………	藤 田 直 樹	69
新たなパートナーシップに向けての チャンネル管理システム改革……………	崔 容 熏	87
不確実性下の土地課税と 土地利用規制の経済効果……………	鄭 炳 潤	110
リーン生産システムと危機における 完成車メーカーの役割……………	李 在 鎬	130

---

平成11年5・6月

京都大學經濟學會

## 発展途上国における会計基準の国際的調和化

—シンガポールを事例として—

境 宏 恵

### I はじめに

筆者は、境 [1998] においてシンガポールにおける会計規制の歴史的変遷について分析を行なった。そこでは、シンガポール会計は、いまだイギリス会計の影響を残しつつもイギリス会計とは乖離の傾向を深め、国際会計基準 (International Accounting Standards, 以下 IAS) の導入により会計基準の国際的調和化に対する対応を進めてきたことを明らかにした。そこで、本稿では、前稿で紙幅の関係上検討できなかったシンガポールにおける現行の会計規制の概要を紹介した上で、IAS 導入に伴って生じた問題点を指摘することとした。また、以上の検討を通じて得られた知見を敷衍して、会計基準の国際的調和化に対する発展途上国の対応問題についても考察したい。

### II 会計基準の国際的調和化に対するシンガポールの対応

シンガポールにおける現行の会計規制の概要を説明する前に、まず、国際会計基準委員会 (International Accounting Standards Committee, 以下 IASC) を中心とした会計基準の国際的調和化に対する発展途上国の対応を類型化することによって、シンガポールがとったアプローチの位置づけを図りたい。

まず、調和化の主たる推進主体としての IASC の視点から検討する。IASC は、発展途上国が会計基準を設定するさいに IAS が何らかのかたちで用いられることを想定している。それについて、徳賀 [1998] では、IASC は網羅的

な基準を独自に形成している国に対しては、自国基準残存型を、それ以外の国に対しては自国基準放棄型という二重の基準共有化戦略をとっていることが示されている。さらに、IASCの活動に多くの発展途上国が参加するようになり、また、発展途上国の会計基準設定がIASCのプロジェクトの一つとして掲げられるなど、発展途上国は、追従者としてはあるが、会計基準の調和化において一定の役割を占めるようになってきているといえるであろう。なぜなら、発展途上国が次々にIAS導入への対応を進めるにつれ、IASはますます国際的な重要性を増していくからである。

調和化の推進主体としてのIASCのかかる戦略の一方で、そのような活動を受容する発展途上国の側の視点に立った場合には、会計基準の国際的調和化に対していかなる対応が考えられるであろうか。

一般に、発展途上国には包括的な自国会計基準が存在していないことが多かった。そこで、新たに会計基準を設定することになるのだが、そのさいのアプローチとしては、① 外部の干渉を受けずに自力で基準を作成するというアプローチ、② 先進国から会計技術を移転するというアプローチ、③ IASをそのまま採用するというアプローチ、④ 先進国の会計基準やIASをもとに自国環境を考慮して会計基準を作成するというアプローチの4種類が考えられる<sup>1)</sup>。なかでも、最も現実的で、かつ、近年多くの国々に採用されていると考えられるのは、③あるいは④のアプローチである。実際、現在では、IASをそのまま導入したり、あるいはIASをもとにして自国基準を作成している国が多く存在する。

このように、IASおよび発展途上国の双方にとって、IASをもとにした会計基準の設定は大きな重要性をもつ。本稿で検討するシンガポールは④のアプローチに属す。以下ではごく簡単にシンガポールにおける会計規制の体系を示す。

1) Amenkhienan [1986], pp. 22-26.

### III シンガポールにおける会計規制制度

#### 1 会計規制主体

まず、シンガポールにおける会計規制主体を示すと、図1のように表すことができる。

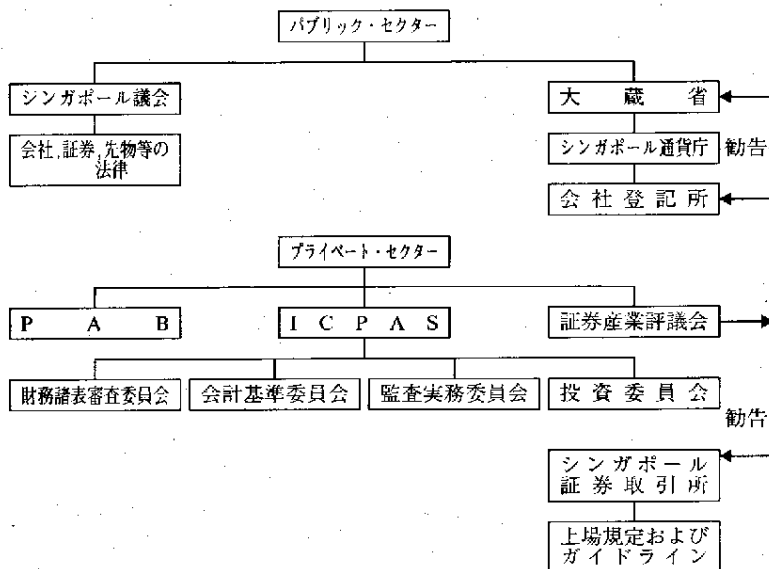
パブリック・セクターとしては、議会、大蔵省、シンガポール通貨庁 (Monetary Authority of Singapore)、会社登記所 (Registry of Companies & Business) がある。なかでも、会社登記所、シンガポール通貨庁はパブリック・セクターの主たる機関として位置づけられ、各法で定められた財務報告要件を遵守させる機関である。

財務報告に関するすべての法律は、立法前に議会で可決されなければならない。大蔵省の勧告にもとづいて、財務報告に関する法案は法的強制力を有する法令として施行される。会社登記所は大蔵省内の機関であり、会社法 (Companies Act) や事業登記法 (Business Registration Act) を監督する。これらの法律は会社や事業体の設立や経営を規制するために制定されたものであり、会社法は法の要件に従わなかった者を告発できる。一方、シンガポール通貨庁は大蔵省の省外機関であり、証券業法 (Securities Industry Act) や先物取引法 (Futures Trading Act) を監督する。これらの法はシンガポール証券取引所における活動を有効に監督・管理するためのものである<sup>2)</sup>。

ここで会社法についてふれておくと、現行会社法は1967年にイギリス会社法をもとに制定され、その後しばしば改正されて今日に至っている。会社法は決算書 (accounts) において真実かつ公正な概観 (true and fair view) を示すことを会社に要請している。そして、これらの規定により会社が提出すべき年次報告書 (annual return) には決算書、取締役報告書 (director's report)、取締役声明書 (statement by directors)、監査報告書 (auditor's report) を含むよう要求している。

2) Foo and Ng [1994], pp. 268-269.

図 1 シンガポールの会計規制主体



出所：Foo and Ng [1994], p. 269 より作成。

一方、プライベート・セクターの多くは職業団体や諮問委員会であり、法的強制力をもたない。しかし、パブリック・セクターに法的要件違反の事実を述べたり、会計基準を法的要件に組み入れたりすることを勧告する。

職業会計士団体であるシンガポール公認会計士協会 (Institute of Certified Public Accountants of Singapore, 以下 ICPAS) と公共会計士審議会 (Public Accountants Board) は、シンガポールで業務を行なう会社によって守られるべき最低限の財務報告基準を規制するために設立された。ICPAS はシンガポールで唯一の会計基準設定団体であり、国際会計士連盟 (International Federation of Accountants) に加盟している。公共会計士審議会は大蔵省によって指名された会計プロフェッションの代表からなり、シンガポールの公共会計士の実務を規制する役割を担っている。特に、会計士の登録や実務訓練に関して活動を行なっている<sup>2)</sup>。

## 2 会計基準等

会社法がイギリス会社法の影響を受けており、主に開示面での規定しか存在しないため、会社における会計、監査の実務的な基準は、シンガポール公認会計士協会の公表する会計基準書 (Statements of Accounting Standards, 以下 SAS)、会計実務勧告書 (Statements of Recommended Accounting Practice, 以下 RAP)、監査指針書 (Statements of Auditing Guideline)、監査実務書 (Statements of Auditing Practice) 等のステートメントに委ねられている。IAS の導入は SAS を通じて図られており、1998年12月現在の SAS、RAP の各基準のタイトルについては表1、表2で列挙したとおりである。シンガポール公認会計士協会の会員は、原則として SAS に準拠することが要請されており、正当な理由があって財務諸表が SAS に沿わない場合には、その正当性を証明しなければならない。なお、SAS は資本規模や売上高等の基準によって一部開示要件を免除するほかは基本的にすべての企業へ適用が求められる。SAS については、近年の改訂により IAS との対照を示す補足が付加された。また、RAP はシンガポール公認会計士協会が望ましいとして推奨する会計実務の勧告書である。

以上をまとめると、イギリスの影響を強く受けた会社法、および IAS をもととして設定した会計基準が中心であるといえよう。本稿では IAS を中心とした会計基準の調和化に焦点を当てているため、さらに以下では SAS の設定プロセスについても説明を加えることとする。

## 3 SAS の設定プロセス

IASC やアメリカの財務会計審議会 (Financial Accounting Standards Board) では新しい基準を採択し公表するさいにデュー・プロセス (due process) をとっているが、シンガポールにおいてもデュー・プロセスは存在する。デュー・プロセスは、当該会計基準によって影響を受けると考えられる

3) Foo and Ng [1994], pp. 270-272.

表1 SAS一覧

SAS	タ イ ト ル	発効年 (改訂されたものについては改訂版の発効)	対応するIAS
序文	Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements	(RAP1A号より)	注
1	Disclosure of Accounting Policies	1977年	1
2	Valuation and Presentation of Inventories in the Context of the Historical Cost System	1977年	2
3	Consolidated Financial Statements	1977年	3
4	Depreciation Accounting	1994年	4
5	Information to be Disclosed in Financial Statements	1981年	5
6	Earnings per Share	1982年	—
7	Statement of Changes in Financial Position	1994年	7
8	Unusual and Prior Period Items and Changes in Accounting Policies	1997年	8
9	Accounting for Research and Development Activities	1996年	9
10	Contingencies and Events Occurring after the Balance Sheet Date	1980年	10
11	Accounting for Construction Contracts	1996年	11
12	Accounting for Taxes on Income	1983年	12
13	Presentation of Current assets and Current Liabilities	1982年	13
14	Accounting for Property, Plant and Equipment	1996年	16
15	Accounting for Leases	1984年	17
16	Revenue Recognition	1996年	18
17	—	廃止	19
18	Accounting for Government Grants and Disclosure of Government Assistance	1984年	20
19	Capitalization of Borrowing Costs	1996年	23
20	Accounting for the Effect of Changes in Foreign Exchange Rates	1996年	21
21	Related Party Disclosures	1987年	24
22	Accounting for Business Combinations	1986年	22
23	Reporting Financial Information by Segment	1987年	14
24	Accounting and Reporting by Retirement Benefit Plans	1988年	26
25	Accounting for Investments	1988年	25
26	Consolidated Financial Statements and Accounting for Investments in Subsidiaries	1990年	27
27	Accounting for Investments in Associates	1990年	28
28	Accounting for Goods and Service Tax	1994年	—
29	Financial Reporting of Interests in Joint Ventures	1994年	31

注：IASの概念フレームワークと同一内容である。

出所：各基準より作成。

表2 RAP 一覧

RAP	タ イ ト ル	承認	改訂
1 A	(SAS 序文へ)	1990年	1997年
1	Standards of Disclosure in Financial Statements	1983年	1989年
2	— (SAS 第23号へ)	—	
3	Reporting Value Added Information	1984年	
4	Accounting for Financial Futures	1984年	
5	Off-Balance Sheet Finance and Window Dressing	1986年	
6	Accounting by Charities	1986年	

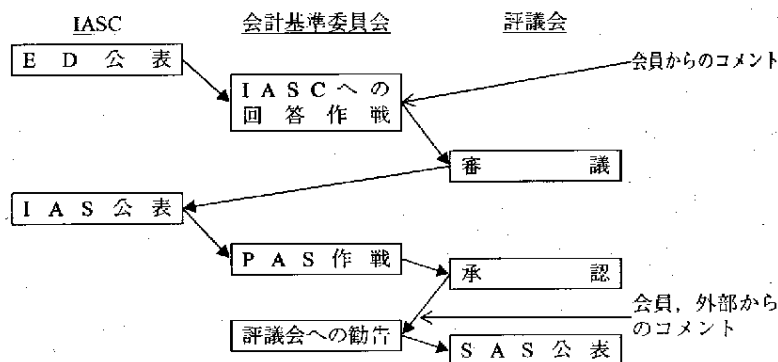
出所：各基準より作成。

すべての利害関係者の意見を十分に考慮して審議を行なったことを保証するために行なわれるものである。シンガポールにおけるデュー・プロセスの概要について整理すると、図2のようになる。まず、会計事務所の開業者、学識者、産業界からシンガポール公認会計士協会によって任命されたものが会計基準委員会 (Accounting Standards Committee) を構成し、この会計基準委員会が SAS の制定プロセスや協会評議会 (Council of Institute) への勧告に関して責任を有する。

基本的に、IASC による IAS がデュー・プロセスのスタート・ポイントとなることが多く、IASC が公開草案を公表すると公開草案が協会のすべての会員に回覧され、会計基準委員会へのコメントが募集される。会計基準委員会はそれらのコメントすべてを考慮し、IASC への回答を作成し、協会評議会を経て IASC に送付される。いったん IASC が新しい IAS として公表されると、会計基準委員会は暫定会計基準 (Provisional Accounting Standard) を作成し、協会評議会の承認を得る。これは通常新しい IAS からなり、コメントだけが新たに作成されることになる。これに対しては会員や外部の団体等幅広くコメントを募り、また他国の会計士協会との議論も行なわれ、シンガポールだけではなく世界で行なわれている実務に関して研究が行なわれる。この協議プロセ



図2 シンガポールにおける会計基準設定の際のデュー・プロセス



出所：Mick Aw Cheok Huat [1996] より作成。

スを経て、会計基準委員会は協会評議会に勧告を行ない、必要であれば前書きや付録が付け加えられ、これが産業界や会計基準審査委員会（Financial Standards Review Committee）にも送付される。そして、審議の後、評議会がSASとして公表することになる<sup>4)</sup>。

また、シンガポールにおいてはIASBが公表した概念フレームワークが導入されている<sup>5)</sup>ので、このSAS設定プロセスにおいても概念フレームワークは考慮されることになっている。

しかし、シンガポールではアメリカのように利害関係を有する団体が複雑にかつ多数存在するわけではなく、たとえば「IASの設定プロセスにおいてシンガポールでは主張が少ない<sup>6)</sup>」との指摘もなされており、利害の主張が十分になされているかどうかは疑問である。一方、境 [1998] で検討したように、会計規制の設定および改訂のさいにはイギリス会計圏の諸国との調整が重視されてきた。よって、国内での利害関係の調整よりは、会計士等会計実務でのつ

4) Mick Aw Cheok Huat [1996], pp. 26-27.

5) 以前はRAP第1A号として導入されていたが、現在はSASの一部としての位置づけに変更されている。内容については、著しい変更はない。

6) Conference of Singapore Accountants [1981] において、Singhによって指摘されている。

ながりが深い諸外国との連携が重視されているのではないかと考えられる。

#### 4 小括—発展途上国を考察する場合のシンガポールの位置づけ—

以上の検討から、シンガポールはIASを基礎としてSASを作成し、結果としてIASとほぼ同じ会計基準を有しており、しかも会計基準の設定プロセスについてもIASをかなり意識したものとなっていることがわかる。すなわち、会計基準のみならず、会計基準設定の環境をも導入したといえる。このことから、今後設定・公表されるIASについても、積極的な導入を進めていくであろうということが当然予測される。

このように、シンガポールがIASに基づいた会計基準を有していることはこれまでの研究でもすでに明らかにされている。そのうえで、IASの受け入れ方という点について、シンガポールと比較的環境が類似していると考えられる他の諸国と比較してみると、基準の内容においても形態においても、シンガポールは他の諸国よりもIASの修正の度合いが少ないといえるであろう。というのは、たとえば近隣アジア諸国と比較してみても、シンガポールはより包括的にIASを受け入れているからである<sup>7)</sup>。

シンガポールがわずかな修正だけでIASを包括的に導入することができた背景には、歴史的に、会計実務のみならず、法律・文化等を含む社会・経済システムもイギリスの影響を強く受けており、アングロ・アメリカン型の会計基準であるIASを導入しやすい素地があったという要因が考えられる。しかし、そのようにIASを導入しやすい環境にあったシンガポールにおいても、実際のIAS導入にあたっては議論もあれば問題点も生じている。次節ではその点について考察を進める。

7) たとえばマレーシアはIASを完全導入した上で追加的に国内基準を設定しているし、香港はイギリスのSSAPと類似した香港SSAPに加えてIASに関する基準を別途設定している。また、インドネシアもIASを導入しているが、IASの各基準を分割して自国基準化したり、自国基準を設定するなど修正を加えている。このようなIASの導入形態と環境の関係は興味深い問題ではあるが、これには複数国間の綿密な比較が必要であると思われるため、本稿では相違を指摘するにとどめる。

#### IV シンガポールにおける IAS 導入後の問題と課題をめぐって

##### 1 SAS の適用範囲と準拠率

シンガポールでは、前述のように、一部基準について資本規模や売上高によって開示要件を免除する以外は、会社規模にかかわらず同一の基準を適用している。しかし、その結果、SAS や RAP に対する準拠率が必ずしも高水準ではないという結果を招いている。

IAS 導入前後の準拠率の推移を明らかにすべくシンガポール証券取引所上場企業のアニュアル・レポートを時系列的に比較した Hwang [1982] の分析によれば、製造業および流通業での IAS 準拠率は70%以上とされているが、全体として技術的な基準については特に準拠率が低いことが指摘されている<sup>8)</sup>。また、武田他 [1991] では大企業の中にも会社法や証券取引所規定を遵守していないものがあるということが指摘されている<sup>9)</sup>。また、Ng [1990] では、RAP に関しても、負担の小さい RAP 第1号を除いてほとんど準拠されてお

8) 調査はシンガポール証券取引所上場企業を対象として行なわれ、調査対象期間は1973年1月から1980年12月のアニュアル・レポートである。対象とされた IAS は第1号から第7号であり、IAS 第1号は1974年に公表され1975年から施行されたので、1975年までに上場した企業を調査すれば IAS の影響について考察できると考え、1981年3月31日現在の上場企業98社のうちこの制限を満たした76社について、さらに製造業・流通業、金融業、ホテル業の下位分類をもうけて産業ごとの影響の差異についても検討している。(Hwang [1982], pp. 108-155)

9) たとえば、武田他 [1991]、110ページでは次のように述べられており、この問題がシンガポール固有の事例ではないことを示している。「以上のように、4カ国(引用者注：韓国、台湾、香港、シンガポール)ともに、自国の法律体系にしたがいながら、自国と経済的に結びつきの強い英米や日本の会計制度および会計基準を導入して、外資の導入、自国企業の大規模化と資金調達が多様化、証券市場の拡大に対処しているといえる。財政状態変動表が財務諸表とされている点やリース会計基準が整備されている点など、会計制度の上では、場合によっては日本以上に会計制度が整備されているような印象を受けることもあった。しかしながら、実際には、すべての企業の開示が規則通りに行なわれているとは限らない。大企業、あるいは外資系の企業についてはその国の法律や会計基準以上の開示が行なわれていることも考えられる反面で、中小企業については法律の要求を満たしていない場合も考えられる。4カ国の上場企業から実際の報告書を収集し、また、各国の会社使覧を検討した結果、このことはある程度真実であると思われる。たとえば、韓国においては連結財務諸表が監査対象とはなっていないし、上場企業の中には営業報告書に注記をいっさい開示していない企業もあった。また、シンガポールにおいては、上場企業でありながら2年以上、年次報告書の提出が行なわれていない企業があったことを付記しておく。」

らず、基準の過重負担が鮮明に現れていると指摘されている<sup>10)</sup>。このような状況から、IAS 導入当初には中小企業への IAS 適用の是非をめぐる議論がなされたようである<sup>11)</sup>。

しかしたとえば、日本において国際的調和化への対応のシナリオが描かれる場合、中小企業はそもそも調和化の対象外として IAS の適用対象から除外されている場合が多い。IAS に準拠することによる便益の主たるものとして、国際資本市場からの資金調達が効率的に行なえるということが挙げられるが、その場合、調和化のコストを受益者が負担するという考え方から、IAS 適用対象から中小企業を除外することは、妥当な考え方といえるだろう。シンガポールにおける今後の対応が注目される場所である。

## 2 SAS の準拠率を高めるための取り組み

前項で指摘したように、シンガポールでは、基準が完全に遵守されているとはいいがたいというのが全体的な状況であった。シンガポールにおける会計規制はアングロ・アメリカン型として位置づけられるが、これは市場を通じた規制であり、準拠率の低い企業の評価については市場に委ねることになる。

しかし、SAS の準拠率が低い原因がこのような規制の性質の他に存在するのであれば、何らかの対応策を講じることが必要であろう。たとえば、会計人の基準への理解の混乱や未消化が原因であれば、財務諸表審査委員会 (Financial Statements Review Committee) による財務諸表のレビューとその

10) Ng [1990] は RAP の準拠率を調査している。それによると、調査の対象となった RAP 第 1, 2, 3 号のうちでは RAP 第 1 号のみが 57% でわずかに過半数を超え、RAP 第 2, 3 号はそれぞれ 6%, 16% であった。また、RAP の準拠率は会社の規模によって異なり、大会社は小規模会社より RAP の準拠率が高いことが明らかになった。この原因について、Ng [1990] は企業の側が追加的な負担を嫌った (RAP 第 1 号の準拠率が高いのは、RAP 第 1 号の負担が第 2, 3 号に比べて軽いため) ため、また、小規模会社は RAP に準拠する資源も専門家も有していないためであると分析している。

11) Conference of Singapore Accountants [1981] において、各会計士間の意見の相違が現れている。Hoaching および Curran は小会社へ IAS を適用することに反対し、Singh は開示要件に相違があっても測定要件は会社規模によらず同一にすべきであると主張している。

報告や、会計人教育の充実によって準拠率の上昇を図ることができ、実際に、シンガポール公認会計士協会や公共会計士協会の取り組みもこの点に焦点が当てられている。あるいは、強制力がないことが準拠率の低さの原因であるとして、証券取引所規制や法令とのリンクあるいは基準設定団体にパブリック・セクターを参加させることによってSASに強制力を持たせるべきという主張もある<sup>12)</sup>。これはシンガポールに限らず、他の発展途上国においても生じる可能性の高い問題であろう。基準を執行する強制力をもたないプライベート・セクターによる規制で遵守の徹底を図ることは、遵法精神が確立していない国ではさらに困難である。

## V お わ り に

以上の検討から示されるように、シンガポールにおいてはIASをSAS設定の基礎として用いるだけでなく、概念フレームワークやデュー・プロセスなど、会計基準を設定するシステムそのものについて、国際的調和化への対応を進めたといえる。このようなシンガポールにおけるIAS導入のプロセスは、比較的環境に近い他の諸国にも応用できる成功例として挙げられることもある<sup>13)</sup>。

従来から、発展途上国が環境に適合した会計基準を設定することの重要性が指摘されてきた。そして、シンガポールは、実際にIASを導入するさいに、自国の環境を考慮して修正を加えたうえでIASの導入を図った。しかし、少なくとも、IAS導入に比較的利益な環境にあったと思われるシンガポールにおいてさえも、前述のような多くの問題点が観察されている。これは、もともと包括的な会計基準をもたなかった諸国がIASを導入する際にも同様に生じる可能性が高い問題であると思われる。すなわち、質の高いあるいは国際的な

12) Conference of Singapore Accountants [1981]において、Hoachingが指摘している。

13) Tang and Tse [1986]では、シンガポールに対して、会計技術移転に成功した例としての評価が与えられている。

会計基準が設定されても、その基準に沿った会計がこれらの国で定着するには時間がかかる、あるいは困難である場合があると思われる。

なお、本稿での検討の対象は、シンガポールが IAS を導入してまもない期間に限られているため、長期的な視点でとらえた IAS 導入プロセスに対する評価や、他国の経験との詳細な比較については、今後の課題としたい。

(1998年12月脱稿)

#### 引用・参考文献

- Amenkhienan, Felix E. [1986] *Accounting in the Developing Countries: A Framework for Standard Setting*, Ann Arbor, Michigan, UMI Research Press.
- Conference of Singapore Accountants [1981] *The Implementation of International Accounting Standards in Singapore*, Singapore, Singapore Society of Accountants, pp. 15-46.
- Foo See Liang and Ng Shwn Yng [1994] "Singapore," in *Financial Reporting in the West Pacific Rim*, ed. by Terence E. Cooke and R. H. Parker, London, Routledge, pp. 265-297.
- Hwang Soo Chiat [1982] *The International Harmonization of Accounting Standards and Its Effect on the Development and Implementation of Accounting Standards in Singapore*, Monash, Melbourne, Monash University.
- Mick Aw Cheok Huat [1996] "Standard-Setting Bodies and Due Process in the ASEAN Region, with Reference to Singapore," *Singapore Accountant*, Vol. 12, No. 2, pp. 24-31.
- Ng Eng Juan [1990] "Compliance with Statements of Recommended Accounting Practice: An Empirical Study," *Singapore Accountant*, Vol. 6, No. 3, pp. 24-27.
- Tang, Roger Y. W. and Esther Tse [1986] "Accounting Technology Transfer to Less Developed Countries and the Singapore Experience," *Columbia Journal of World Business*, Vol. 21, No. 2, Summer, pp. 85-93.
- 大島正克 [1997a] 「シンガポールにおける会計専門職の発展とその国際化」『経営論集』亜細亜大学, 第32巻第2・3号合併, 53-86ページ。
- [1997b] 「アジア NIEs の会計制度の国際化と調和化」『経営論集』亜細亜大学, 第33巻第1号, 45-75ページ。
- 境 宏恵 [1998] 「シンガポールにおける会計規制の歴史的変遷」『企業会計』第50巻第9号, 86-91ページ。

- 武田隆一, 平松一夫, 木本圭一 [1991] 「シンガポールの開示の現状」(日本会計研究学会スタディ・グループ『アジア各国の会計に関する研究—最終報告書—』主査・深津比佐夫); 81-110ページ。
- 徳賀芳弘 [1998] 「会計基準の国際的調和の現状と会計政策—概念的整理を中心として—」(吉田寛・柴健次編『グローバル経営会計論』税務経理協会), 278-299ページ。
- 松田 修 [1994] 「シンガポールにおける国際財務報告」『南山経営研究』第9巻第2号, 347-365ページ。
- [1996] 「シンガポールにおける会計基準設定主体」『南山経営研究』第11巻第2号, 349-361ページ。